

○苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例

昭和48年3月30日

条例第9号

改正 昭和48年10月5日条例第37号

昭和53年12月21日条例第25号

昭和57年3月30日条例第9号

昭和58年1月29日条例第1号

昭和59年10月1日条例第18号

昭和59年12月21日条例第23号

平成6年12月16日条例第35号

平成12年3月27日条例第9号

平成12年12月28日条例第34号

平成13年7月13日条例第14号

平成14年9月30日条例第24号

平成15年3月31日条例第7号

平成16年9月24日条例第17号

平成18年9月29日条例第34号

平成19年3月23日条例第10号

平成20年3月14日条例第8号

平成24年6月29日条例第26号

平成26年3月18日条例第9号

平成26年9月30日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭をいう。）等の母又は父と児童に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母又は父 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、アに該当する者を現に扶養し、又は監護しているもの及びイに該当する者を現に扶養しているものをいう。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（同日後引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者で20歳に達する日の属する月の末日までの間にあるものを含む。）

イ 20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者（アに該当する者を除く。）

- (2) 児童 20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者で、母又は父に現に扶養され、又は監護されているもの（前号イに該当する者については、現に扶養されている者に限る。）及び両親の死亡又は行方不明等のため両親以外の親権者、未成年後見人等（以下「養育者」という。）に現に扶養されているものをいう。

- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律で規則で定めるものをいう。

- (4) 医療費 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用（医療保険各法の規定に基づく算定方法により算定した額を超える額を除く。）から当該医療に係る次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定による医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金の額を控除した額とする。）

イ 医療保険各法の規定による附加給付の額

ウ 法令等に基づく国又は他の地方公共団体等の負担による医療に関する
給付の額

(助成の対象)

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている母又は父及び児童で医療保険各法による被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者
- (2) 苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例（昭和47年条例第8号）による医療費の助成を受けることができる者
- (3) 次に掲げる者の前年の所得（1月から7月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得）が規則で定める額以上である者

ア 母又は父

イ 母又は父の生計を主として維持する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

ウ 養育者

エ 養育者の生計を主として維持する扶養義務者又は配偶者

(認定)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に届け出て、資格の認定を受けなければならない。

(助成額)

第5条 助成額は、前条の規定により資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る医療費から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イ以外の者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号の規定を適用して同法の規定の例により算定した一部負担金その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額（次号から第4号までに掲げる額を除く。）から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額

イ 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他規則で定める者 初診時一部負担金として規則で定める額

- (2) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額
- (3) 健康保険法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額に相当する額

2 前項第1号及び第4号に掲げる額の算定方法その他助成額の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（助成金の支給）

第6条 助成金は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。ただし、規則で定める場合には、受給資格者又は養育者に支払うことができる。

2 前項の規定により同項の保険医療機関又は保険薬局に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第8条 受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者については、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、受給資格者が当該医療費に係る医療を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月5日条例第37号改正)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年12月21日条例第25号改正)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月30日条例第9号改正)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月29日条例第1号改正抄)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年10月1日条例第18号改正)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の苦小牧市老人医療費助成条例、苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例及び苦小牧市母子家庭医療費助成条例の規定は、昭和59年10月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則 (昭和59年12月21日条例第23号改正)

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苦小牧市母子家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月16日条例第35号改正）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）苦小牧市母子家庭医療費助成条例（以下「改正後の老人医療費助成条例等」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間に受ける医療に係る医療費の助成については、改正後の老人医療費助成条例等の規定中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）附則第4条第3項に規定する厚生大臣が定める額）」とする。

附 則（平成12年3月27日条例第9号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日条例第34号改正）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月13日条例第14号改正）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）苦小牧市母子家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第24号改正）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）苫小牧市母子家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第7号改正）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月24日条例第17号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（苫小牧市老人医療費助成条例の一部改正）

- 3 苫小牧市老人医療費助成条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

（苫小牧市乳幼児医療費助成条例の一部改正）

- 4 苫小牧市乳幼児医療費助成条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附 則（平成18年9月29日条例第34号改正）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第10号改正）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第8号改正）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条中苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例第5条第1項第1号イの改正規定及び第4条中苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条第1項第1号イの改正規定並びに次項の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市乳幼児医療費助成条例、苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例及び苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第26号改正抄）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第9号改正）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例、苫小牧市乳幼児等医療費助成条例及び苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第27号改正抄）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

昭和48年3月30日

規則第12号

改正 昭和50年9月1日規則第38号

昭和54年3月22日規則第6号

昭和54年8月1日規則第29号

昭和58年1月31日規則第3号

昭和58年3月31日規則第20号

昭和59年5月18日規則第29号

昭和59年10月1日規則第39号

平成5年4月30日規則第17号

平成6年12月27日規則第50号

平成9年3月21日規則第4号

平成9年10月14日規則第40号

平成10年8月31日規則第37号

平成11年3月31日規則第13号

平成13年3月30日規則第19号

平成13年7月13日規則第38号

平成14年9月30日規則第34号

平成15年3月31日規則第13号

平成16年9月24日規則第25号

平成16年12月30日規則第34号

平成18年3月31日規則第11号

平成18年9月29日規則第42号

平成20年3月31日規則第16号

平成20年12月30日規則第39号

平成22年3月31日規則第15号

平成22年7月31日規則第31号

平成26年3月31日規則第2号

平成26年7月24日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める医療保険に関する法律は、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(規則で定める所得の額等)

第2条の2 条例第3条第3号に規定する規則で定める所得の額は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第4項に定める額とする。

2 前項の所得の範囲は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとし、その額の計算方法は同令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

(資格認定の申請)

第3条 条例第4条の規定により資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類

を添付して、市長に提出しなければならない。

(資格の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査の上資格の認定の可否を決定し、その旨を速やかに当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証は、毎年8月1日に更新するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(規則で定める者)

第5条の2 条例第5条第1項第1号イの規則で定める者は、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員について受給資格者が医療を受けた月の属する年度（医療を受けた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）とする。

(初診時一部負担金)

第6条 条例第5条第1項第1号イの規則で定める額は、次の各号に掲げる診療又は施術の初診時について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 医科の診療 580円
- (2) 歯科の診療 510円
- (3) 柔道整復等の施術 270円

(助成額の算定)

第6条の2 条例第5条第1項第1号アの高額療養費に相当する額の算定に当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。

以下「令」という。)第15条第1項又は第2項に規定する高額療養費算定基準額を44,400円と、同条第3項に規定する高額療養費算定基準額を12,000円として計算するものとする。

2 条例第5条第1項第4号に掲げる額は、令第15条第3項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(同項第2号に掲げる者にあつては、同項第1号に定める額)に相当する額を上限とする。

3 条例第5条第1項第1号ア及び第4号に掲げる額の合計額が令第15条第1項第1号、第2項第1号又は第3項第1号に規定する高額療養費算定基準額を超えるときは、当該高額療養費算定基準額に相当する額を条例第5条第1項の規定により医療費から控除する同項第1号ア及び第4号に掲げる額の合計額として同項の規定を適用する。

(助成金の受給資格者等への支払)

第7条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 助成金に相当する額を支払つて市と医療費の助成に関し協定を締結している医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「協定保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合
- (2) やむを得ない理由により協定保険医療機関等以外の医療機関等において医療を受けた場合

2 前項に規定する場合において、受給資格者及び保護者が死亡したときは、市長が定める者に支払うものとする。

(助成金の支払の請求)

第8条 前条の規定により助成金の支払を受けようとする者は、医療費支払請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

- (1) 被保険者証又は組合員証
- (2) 受給者証

- (3) 当該医療に係る領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(助成金の支払の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、その内容を審査の上助成金の支払の可否を決定し、その旨を速やかに当該請求者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金を支払う旨決定した者に対し、前条の請求書を受理した日から2月以内に助成金を支払うものとする。

(届出の義務)

第10条 受給資格者又は保護者（以下「受給資格者等」という。）は、氏名、住所又は加入している医療保険等を変更したときは、医療費受給資格認定申請内容変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者等は、受給者証をき損し、又は滅失したときは、その旨を医療費受給者証等き損・滅失届により速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 ひとり親家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、ひとり親家庭等医療費の助成を受けた者又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を第三者の行為による傷病届により速やかに市長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失)

第11条 受給資格者がその資格を失つたときは、受給資格者等は、医療費受給資格喪失届に受給者証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(届出書の様式)

第12条 次の各号に掲げる届出書の様式は、それぞれ苫小牧市老人医療費助成条例施行規則（昭和46年規則第27号）様式第4号から様式第7号までに規定するところによる。

- (1) 医療費受給資格認定申請内容変更届

- (2) 医療費受給者証き損・滅失届
- (3) 第三者の行為による傷病届
- (4) 医療費受給資格喪失届

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 平成16年10月1日から同年12月31日までの間、第5条及び様式第2号の規定の適用については、第5条中「母子家庭医療費受給者証」とあるのは「ひとり親家庭等医療費受給者証」と、様式第2号中「母子」とあるのは「親初」と、「母子家庭等医療費受給者証」とあるのは「ひとり親家庭等医療費受給者証」とする。

附 則（昭和50年9月1日規則第38号改正）

この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日規則第6号改正）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年8月1日規則第29号改正）

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日規則第3号改正）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第20号改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月18日規則第29号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日規則第39号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月30日規則第17号改正）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成6年12月27日規則第50号改正抄）

1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日規則第4号改正）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月14日規則第40号改正）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年8月31日規則第37号改正抄）

1 この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第13号改正抄）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第19号改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月13日規則第38号改正）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第34号改正）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第13号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月24日規則第25号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月30日規則第34号改正）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第11号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第42号改正）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の苦小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第6条の2の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第16号改正抄）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月30日規則第39号改正抄）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第15号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月31日規則第31号改正）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第2号改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月24日規則第35号改正）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書

3 ひ親(子)

4 ひ親(親)

※太わくの中のみ記入してください。

① 受 給 者	親	フリガナ 年 月 日生	性別 男女	勤務先(学校・学年) (電話 —)	負担 初診 課税
	子(1)	フリガナ 年 月 日生	性別 男女	(電話 —)	初診 課税
	子(2)	フリガナ 年 月 日生	性別 男女	(電話 —)	初診 課税
	子(3)	フリガナ 年 月 日生	性別 男女	(電話 —)	初診 課税
住所		苦小牧市 町 丁目 番 号 番地の (電話 —)			

受 給 者 番 号					
親					
子(1)					
子(2)					
子(3)					

有 効 期 間(始)					
有 効 期 間(終)					
助 成 区 分					
道 市					
条 件 付					
月末までは初診時のみ					
受給者証交付年月日					

④ 加 入 医 療 保 険	氏名	フリガナ 男・女						
	生年月日	年 月 日 続柄						
	住所	苦小牧市 町 丁目 番 号 番地の						
	資格取得年月日	年 月 日						
種別	1 協会 2 組合 3 日雇 4 船員 5 共済 6-1 苦国 6-2 苦退 6-3 苦退 7 組国 8 後期 けんぽ (一般) (本人) (家族)							
名称	保険者番号							
記号番号								

申 請 事 由	
02 転入 () により)	
03 保険加入 13 遺棄	
04 障害該当 14 拘禁	
05 生活保護廃止 18 出生	
10 死別 20 母子継続	
11 離別 21 未婚の親	
29 その他 ()	
上記事由発生年月日 年 月 日	
所 得 状 況	
公簿確認	別紙添付

上記のとおり関係書類を添えて申請します。
 なお、必要に応じ課税資料及び住民票等の公簿による確認を行うことを了承します。
 年 月 日
 苦小牧市長 様

氏 名 _____
 (続柄)

決裁年月日	課 長 ・ 係 長 ・ 係	処 理 欄	証発行	入 力	チェック	住基確認
・	・					

様式第2号(第5条関係)

<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;"> 親課 </div> <div style="text-align: center;"> ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 受 給 者 証 </div> </div>				
市番	町 村 号	0133	受 給 者 号	
受 給 者	住 所			
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
発 行 機 関 名 及 び 印	苫小牧市長			印
交 付 年 月 日	年 月 日			

備考 条例第5条第1項第1号イに掲げる者に交付する受給者証については、「親課」とあるのは、「親初」とする。

様式第3号(第8条関係)

医療費支払請求書(ひとり親)

受 給 者	受給者番号																			医 療 保 険	保 険 者 番 号																		
	(フリガナ)																名 称																					
	氏 名																	記号・番号																					
	生年月日	年		月		日																		被保険者氏名															
病 院 等 の 名 称 及 び 所 在 地																医 療 費 区 分	入 院	歯 科	装 具																			
																		外 来	柔 整 ハリキュウ	移 送																			
																		調 剤	看 護	そ の 他																			
診 療 月	年		月		分		病 院 等 に 支 払 っ た 金 額																円																
初 診 回 数	回																																						
受 領 方 法	現 金 口座振替	口座名義人														店 番																							
		金融機関名																																					
																	銀 行			支 店																			
																	信用金庫																						
口座NO.																																							
上記のとおり請求します。																			年 月 日																				
苦小牧市長 様																			住 所																				
																			氏 名 _____ 印																				
																			電 話 _____																				
支払金額を受け取ることを下記の者に委任します。																受付日付印																							
受任者 住 所																																							
電 話 _____																																							
氏 名 _____ 印 (続柄)																																							
委任者 氏 名 _____ 印																																							

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)